

令和8年9月3日

保護者様

京都市立深草小学校
校長 土井 則夫

地震・台風等に対する非常措置についてのお知らせ

日ごろは本校教育に御理解・御協力をいただき、まことにありがとうございます。

さて、京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に震度5弱以上の地震発生時及び台風が接近時等の非常措置について以下のように措置をとります。

1. 京都市に『震度5弱以上』の地震が発生したとき

（1）登校前に発生した場合

- ・下校後、深夜0時までに発生した場合・・・翌日臨時休業
- ・深夜0時以降登校までに発生した場合・・・当日臨時休業
- ・休業日、休業前日に発生した場合・・・原則として休業明けの登校日を臨時休業

※ 安全が確認でき、授業等を実施する場合は、「すぐーる」配信・ホームページ等で授業を実施する旨の連絡をします。

（2）登校中・在校中に発生した場合

ただちに臨時休業とします。児童は保護者のお迎えがあるまで学校に留め置くこととします。

お迎えの際は、中学生以上の親族の方にのみ、安全が確保でき次第引き渡しを行います。複数のお子様が在学しておられる場合は年長のお子様の教室からお回りください。電話が使用できない場合がありますので、連絡がなくてもできるだけ速やかに来校をお願いします。

* 児童館の対応につきましてはそれぞれの児童館にお問い合わせください。

* 放課後まなび教室は中止となります。

2. 特別警報・緊急安全確保が発令された場合

台風等により「特別警報」「緊急安全確保」が発令された場合には、下記のような措置を取ります。

（1）深夜0時現在、発令中の場合、または、登校前に発令された場合

⇒臨時休業となります。「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。

（2）前日に「特別警報」が発令されていて、深夜0時までに解除された場合

⇒5校時（13時45分）から始業いたします。（給食は中止・集団登校は暴風警報欄の「午前11時までに解除」の欄と同じ）

（3）登校中・在校中に発令された場合は、震度5弱以上の地震発生時と同じ対応になります。

3. 京都市に『暴風警報』が発令された場合

(1) 登校前に発令された場合

- ① “暴風警報”が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させて下さい。
- ② “暴風警報”が解除された場合については、以下の措置を取ります。

警報解除の時刻	学校の対応	集合場所へ集まる時刻
午前7時までに解除	午前8時30分より平常授業	通常の時刻
午前9時までに解除	3校時(10時40分)から始業	<u>通常の時刻の2時間後</u>
午前11時までに解除	5校時(13時45分)から始業(給食は中止)	<u>午後12時55分～13時の間</u>
午前11時現在、警報発令中の場合	臨時休業	

(2) 登校中・在校中に“暴風警報”が発令された場合

緊急連絡カード(黄色)に記入された「緊急時の児童の下校について(台風等)」の内容に沿った対応を致します。変更が生じる場合には事前に連絡帳等で担任へ知らせてください。下校する場合は町別での集団下校となります。

※『大雨・洪水警報』が発令された場合

平常通り授業を行います。お間違えのないようお願いします。

4. 氾濫、大雨又は土砂災害に係る警報又は危険警報が発表された場合

気象状況により、大規模かつ長期間にわたる浸水、土砂崩れ、洪水等が予想され、全市規模で避難指示が発令されている場合やその可能性がある場合は、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページや保護者連絡ツール等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

(特に、全市的に避難勧告や避難指示(緊急)が発令された場合などを想定しています。)

5. 水害・土砂災害の避難指示が発令された場合について

深草小学区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」及び「土砂災害の警戒区域」を含んでいるため、避難指示の発令対象地域です。深草小学区に警戒レベル4「避難指示」又は警戒レベル5「緊急安全確保」が発令された場合には、「暴風警報」が発表された場合に準じた措置を取ります。

避難勧告等の種類	高齢者等避難 【警戒レベル3】	避難指示 【警戒レベル4】	緊急安全確保（※） 【警戒レベル5】
発令時の状況	・災害が発生する恐れのある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が、危険な場所から避難すべき状況。	・災害が発生する恐れが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が、危険な場所から避難すべき状況。	・災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと変容すべき状況。
市民が取るべき行動	・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合せ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難する。	・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。	・立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 （ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。）

※「緊急安全確保」について、実際に発令される場合としては、「特別警報」が発表されるような状況で、更に大きな災害（堤防の決壊等）が発生し、市民が立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況が想定されており、実際の運用としては「特別警報」が発表された場合を踏まえた対応になる可能性が高いと考えられます。

気象状況等により変更する場合があります。その場合は学校ホームページや「すぐーる」配信等でお知らせいたします。必ずご確認ください。
テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に注意してください。